

## 飲料水水質検査仕様書

水質基準			令和7年度実施計画											
番号	検査項目	基準値 (単位:mg/l)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003					○							
4	水銀及びその化合物	0.0005					○							
5	セレン及びその化合物	0.01					○							
6	鉛及びその化合物	0.01					○							
7	ヒ素及びその化合物	0.01					○							
8	六価クロム化合物	0.05					○							
9	亜硝酸態窒素	0.04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8					○							
13	ホウ素及びその化合物	1					○							
14	四塩化炭素	0.002					○							
15	1,4-ジオキサン	0.05					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04					○							
17	ジクロロメタン	0.02					○							
18	テトラクロロエチレン	0.01					○							
19	トリクロロエチレン	0.01					○							
20	ベンゼン	0.01					○							
21	塩素酸	0.6		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸	0.02		○			○			○			○	
23	クロロホルム	0.06		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1		○			○			○			○	
26	臭素酸	0.01		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	0.1		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	0.2		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03		○			○			○			○	
30	ブロモホルム	0.09		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	0.08		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物	1					○							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2					○							
34	鉄及びその化合物	0.3					○							
35	銅及びその化合物	1					○							
36	ナトリウム及びその化合物	200					○							
37	マンガン及びその化合物	0.05					○							
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300					○							
40	蒸発残留物	500		○			○			○			○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2					○							
42	ジオスミン	0.00001					○							
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001					○							
44	非イオン界面活性剤	0.02		○			○			○			○	
45	フェノール類	0.005					○							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合 計			11	25	11	11	51	11	11	25	11	11	25	11

- 1 実施日は、毎月第1水曜日を基準とし、祝日等の際は担当者で調整する。
- 2 検査報告書は、実施月の月末までに必ず提出すること。
- 3 容器・回収料は、請負業者の負担とする。
- 4 奄美駐屯地、瀬戸内分屯地共に本実施計画に伴い水質検査を行うこと。

## 排水水質検査仕様書

水質基準			令和7年度実施計画		備 考
番号	検査項目	基準値	6月	12月	
1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/ℓ以下	○	○	12月は奄美のみ
2	浮遊部室 (SS)	200mg/ℓ以下	○	○	12月は奄美のみ
3	大腸菌群数	3000個/cm <sup>3</sup> 以下	○	○	12月は奄美のみ
4	亜硝酸態窒素 (NO <sub>2</sub> -N)	0.05mg/ℓ未満	○	○	12月は奄美のみ

- 1 実施日は、実施月の第1水曜日を基準とし、祝日等の際は担当者と調整する。
- 2 検査報告書は、実施月の月末までに必ず提出すること。
- 3 容器・回収料は、請負業者の負担とする。
- 4 奄美駐屯地、瀬戸内分屯地共に本実施計画に伴い水質検査を行うこと。